

施設基準等に基づく揭示事項

当院のウェブサイトをご覧くださいありがとうございます。令和6年度診療報酬改定(2024年6月施行)に基づき、以下の内容を揭示いたします。当院では、患者様に質の高い医療を提供するため、必要な情報を取得・活用し、医療DXを推進する体制を整えています。以下に各加算に関する具体的な情報をご紹介します。

医療情報取得加算

当院では、電子資格確認を行うための体制を整えております。この体制により、患者様の保険資格情報を迅速かつ正確に確認し、診療に必要な情報を包括的に取得しています。これにより、患者様に対してより質の高い診療を提供することが可能となっています。具体的には、診療記録や過去の治療歴、薬剤情報などを活用し、適切な診断と治療を行っています。

医療DX推進体制整備加算

当院は、医療DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進するための体制を整備しております。医療DXの推進により、診療の効率化と質の向上を図っています。具体的には、電子カルテの導入や遠隔診療システムの活用により、患者様の診療情報を迅速に共有・参照できる環境を整えています。これにより、診療の質が向上し、患者様に対して一貫した医療サービスを提供することができます。

明細書発行体制等加算

当院では、患者様に対して診療明細書を無償で交付しております。診療明細書には、診療内容や費用の内訳が詳細に記載されており、患者様が自身の診療内容を正確に把握できるようになっています。これにより、医療費の透明性が向上し、患者様の安心感を高めることができます。

一般名処方加算

当院では、薬剤の処方箋において、薬剤の一般的名称(一般名)を記載しています。この際、患者様には一般名処方の趣旨を十分に説明し、理解を深めていただくよう努めています。一般名処方の目的は、薬剤の選択肢を広げ、患者様に最適な治療を提供することにあります。これにより、後発医薬品の使用を促進し、医療費の適正化を図っています。

後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。後発医薬品は、先発医薬品と同等の効果を持ちながら、コストを抑えることができるため、患者様の経済的負担を軽減することができます。患者様には、後発医薬品の利点を十分に説明し、理解を深めていただいた上で、最適な薬剤を選択しています。

情報通信機器を用いた診療

当院では、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を行っておりますが、初診の際には向精神薬の処方を行っておりません。初診時には、患者様の状態を直接診察し、正確な診断を行うことが重要であるため、向精神薬の処方は対面診療で行うことを原則としています。これにより、患者様の安全と診療の質を確保しています。

保険外負担に関わる費用

診断書・証明書の料金 3,000円から20,000円（診断書の内容による）

コンタクト検査料

コンタクトレンズ検査料 I 200点（2024年度診療報酬改定時点）

難病指定医療機関

労災保険指定医療機関

保険医療機関

これらの情報は、厚生労働省のガイドラインに基づいて掲載しております。詳細は厚生労働省の公式サイトをご参照ください。

当院は、患者様に対して常に質の高い医療を提供することを目指しており、今後も医療体制の整備と情報の透明性を推進してまいります。患者様からの信頼を第一に考え、安心して診療を受けていただける環境を提供するために、日々努力を続けてまいります。何かご不明点やご質問がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。